

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業の内容	補助対象者	基準額	補助対象経費	補助金額
1 進路選択学生等支援事業	介護福祉士等養成施設が介護・福祉の仕事の選択を促すための職員（以下「専門員」という。）を配置し、学生及び教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談又は助言を行う事業	介護福祉士等養成施設のうち、事業を実施する日の属する年度の4月1日現在における定員に対する入学者の充足率（以下「定員充足率」という。）が60パーセント未満の養成施設	1 養成施設当たり次に掲げる定員充足率の区分に応じ、次に掲げる金額 (1) 20パーセント未満 5,000千円 (2) 20パーセント以上40パーセント未満 4,300千円 (3) 40パーセント以上60パーセント未満 3,400千円	専門員の配置及び事業の実施に要する経費で次に掲げるものの (1) 専門員配置費用 給料、職員手当、共済費 (2) 事業実施費用 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料 その他知事が必要と認める経費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）
2 潜在的有資格者等養成支援事業	介護・福祉従事者として再就業や参画を促進するための実践的な次に掲げる研修 (1) 潜在的有資格者再就業支援研修 (2) 高齢者等参画支援研修 (3) 介護・福祉サービスチャレンジ教室 (4) 障害者就労支援研修 (5) キャリアアップ支援研修 (6) その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修	知事が適当と認めた事業所及び団体	次に掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる金額。ただし、会場を借り上げて実施する場合は、研修1日当たり185千円以内を加算する。 (1) 潜在的有資格者再就業支援研修 1回当たり780千円 (2) 高齢者等参画支援研修 1回当たり312千円 (3) 介護・福祉サービスチャレンジ教室 1回当たり156千円 (4) 障害者就労支援研修 1回当たり468千円 (5) キャリアアップ支援研修 1回当たり468千円 (6) その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修 1日当たり156千円	事業の実施に要する経費で次に掲げるものの 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	
3 複数事業所連携事業	ユニットを構成する事業所が連携して実施する人材の確保及び定着に資する事業	知事が適当と認めたユニット	1ユニット当たり694千円。ただし、ユニットが10以上の事業所で構成されている場合は、1ユニット当たり1,388千円		